

- 保険指定医療機関
- 労災指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関

当院は保健医療機関の指定を受けています。

九州厚生局長への届出事項に関する事項

◆当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 1) 機能強化加算
- 2) 障害者施設等入院基本料10対1 5階病棟50床
(看護補助加算、夜間看護体制加算)
- 3) 診療録管理体制加算2
- 4) 特殊疾患入院施設管理加算
- 5) 療養環境加算
- 6) 医療安全対策加算2
- 7) 感染防止対策加算2
- 8) 後発医薬品使用体制加算1
- 9) データ提出加算
- 10) 入退院支援加算1
- 11) 認知症ケア加算【加算3】
- 12) 回復期リハビリテーション病棟入院料1
6階病棟50床 7階病棟50床
- 13) 地域包括ケア病棟入院料2 4階病棟49床
(看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護職員夜間配置加算)
- 14) 入院時食事療養(I)、入院時生活療養(I)
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時
(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- 15) ニコチン依存症管理料 敷地内禁煙です。
- 16) がん治療連携指導料
- 17) 薬剤管理指導料
- 18) 地域連携診療計画加算
- 19) 在宅療養支援病院3
- 20) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 21) 検体検査管理加算II
- 22) 画像診断管理加算2
- 23) CT撮影及びMRI撮影
- 24) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
- 25) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- 26) 運動器リハビリテーション料 (I)
- 27) 呼吸器リハビリテーション料 (I)

以上の承認を受けています。

各病棟入院料に関する事項

◆当該病棟における一日の看護職員数(看護師・准看護師)及び看護補助者数(ケアワーカー)は、以下のとおりです

	1日の合計 看護職員数 (看護補助者数)	日勤時間帯 (9:00~17:00)		夜勤時間帯 (17:00~9:00)	
		看護職員1人当 たりの受持患者数	看護補助者1人当 たりの受持患者数	看護職員1人当 たりの受持患者数	看護補助者1人当 たりの受持患者数
4階病棟 49床 ・地域包括ケア病棟入院料2 13対1(夜間:16対1)	12人以上	7人以内	—	17人以内	—
5階病棟 50床 ・障害者施設等入院基本料 10対1	15人以上	5人以内	—	25人以内	—
6階病棟 50床 ・回復期リハビリテーション1 13対1 / 30対1	12人以上 (5人以上)	7人以内	17人以内	25人以内	50人以内
7階病棟 50床 ・回復期リハビリテーション1 13対1 / 30対1	12人以上 (5人以上)	7人以内	17人以内	25人以内	50人以内

○付添看護 当病院において患者様負担による付添いはできません。

その他の事項

桜十字福岡病院 院長 山本雄祐
令和4年3月1日現在